

〔事後指定（商標法施行規則第 3 条関係）様式備考〕

- 1 用紙は、日本工業規格A列4番（横 21 cm、縦 29.7 cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして、折らずに片面のみを用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 文字は、タイプ印書又は印刷により記載する。手書きによるものは、認められない。
- 3 コンピュータ印字を用いて事後指定の書面を作成するときは、次の要領により作成する。
 - イ 書面の割り付け及び内容は、MM4 の形式と一致し、各欄を拡張する場合は、欄の途中で次ページにならないように作成しなければならない。
 - ロ すべての欄は、一本線で描かなければならない。
 - ハ 各欄は、そこに記載する情報がないときも、表示しなければならない。
- 4 各欄への記載は、別段の定めがある場合を除き、英語でなければならない。
- 5 「Name」及び「Address」は、これらのローマ字への音訳又は英語への翻訳を記載する。
- 6 「Name」は自然人にあつては姓及び名を姓、名の順に記載し、また、法人にあつてはその名称を記載する。
- 7 「Address」は「4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, TOKYO 100-8915 JAPAN」のように詳しく記載する。
- 8 「For use by the holder」には、提出するcontinuation sheet及びMM17の枚数をそれぞれ記載するとともに、MM18を提出する際には□内に×印を付す。
- 9 「Holder's reference」は、ローマ字、アラビア数字若しくは「一」又はその組み合わせによる書類記号を記載することができる。
- 10 第2欄「HOLDER OF THE INTERNATIONAL REGISTRATION」中、「Name」及び「Address」は、国際登録簿と同一のものを記載する。
- 11 国際登録名義人が2名以上いる場合は1名について第2欄に記載し、その他の名義人については名義人1名ごとに「CONTINUATION SHEET FOR SEVERAL HOLDERS」を使用して、必要事項を記載する。
- 12 国際事務局に対する代理人の選任を新たに届け出る場合は、1名のみ の氏名（名称）及び住所（居所）等を第3欄「APPOINTMENT OF A (NEW) REPRESENTATIVE」に記載する。
- 13 第4欄「DESIGNATIONS」は、締約国の左横の□内に×印を付す。
- 14 年月日を記載する場合は西暦及びグレゴリー暦により、「日／月／年」の順とし、日及び月は2桁、年は4桁のアラビア数字で表示し、日及び月の数字の後にスラッシュを付す（例えば2015年2月4日は「04/02/2015」）。
- 15 特許印紙は別の用紙にはり、その下にその額を括弧をして記載するとともに、事後指定書に記載した名義人の氏名（名称）、国際登録番号、書類記号及び提出日を記載する。
- 16 事後指定等の提出書類は、容易に分離し又はとじ直すことができるように例えばクリップ等を用いてとじる。